

令和2年度

健全化判断比率等審査意見書

さいたま市監査委員

監査監第712号

令和3年8月20日

さいたま市長 清水 勇 人 様

| | |
|-----------|---------|
| さいたま市監査委員 | 大 内 美 幸 |
| 同 | 工 藤 道 弘 |
| 同 | 傳 田 ひろみ |
| 同 | 神 坂 達 成 |

令和2年度健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された、令和2年度健全化判断比率に関する書類及び同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された、令和2年度資金不足比率に関する書類の審査結果について、次のとおり意見を提出します。

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 健全化判断比率審査意見書 | 1 |
| 水道事業会計資金不足比率審査意見書 | 3 |
| 病院事業会計資金不足比率審査意見書 | 4 |
| 下水道事業会計資金不足比率審査意見書 | 5 |
| 食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計資金不足比率審査意見書 | 6 |
| 東浦和第二土地区画整理事業特別会計資金不足比率審査意見書 | 7 |
| 浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計資金不足比率審査意見書 | 8 |
| 指扇土地区画整理事業特別会計資金不足比率審査意見書 | 9 |
| 江川土地区画整理事業特別会計資金不足比率審査意見書 | 10 |
| 大門下野田特定土地区画整理事業特別会計資金不足比率審査意見書 | 11 |

令和2年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年8月20日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和元年度 | 早期健全化基準 |
|------------|-------|-------|---------|
| ① 実質赤字比率 | — | — | 11.25 |
| ② 連結実質赤字比率 | — | — | 16.25 |
| ③ 実質公債費比率 | 5.8 | 5.3 | 25.0 |
| ④ 将来負担比率 | 28.2 | 32.0 | 400.0 |

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」及び「連結実質赤字比率 (%)」は「—」を表記している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和2年度は、2.51%の黒字となっており、実質赤字比率については該当せず、良好な状態にあるものと認められた。

② 連結実質赤字比率について

令和2年度は、10.46%の黒字となっており、連結実質赤字比率については該当せず、良好な状態にあるものと認められた。

③ 実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率（3か年平均）は5.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、良好な状態にあるものと認められた。

④ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は28.2%と、令和元年度の32.0%より減少しており、また、早期健全化基準の400.0%と比較すると、良好な状態にあるものと認められた。

〔重点調査項目〕

今年度も昨年度と同様に、重点調査項目として健全化判断比率の分母に使われている「標準財政規模」について調査した。

「標準財政規模」を構成する「標準税収入額」、「普通交付税額」、「地方譲与税額」及び「臨時財政対策債発行可能額」を調査したが、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（標準財政規模）

（単位：千円）

| 年度 | 標準税収入 (1) | 普通交付税 (2) | 地方譲与税 (3) | 臨時財政対策債 発行可能額 (4) | 標準財政規模 (1)+(2)+(3)+(4) |
|-----------|--------------|--------------|--------------|----------------------|---------------------------|
| 令和2 年度 | 279,418,913 | 5,052,736 | 16,714,669 | 8,315,694 | 309,502,012 |
| 令和元 年度 | 275,584,541 | 4,997,129 | 12,074,084 | 8,633,662 | 301,289,416 |

※臨時財政対策債発行可能額については、標準財政規模に含む。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特になし。

令和2年度水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年8月20日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

財務については、流動資産等が18,344,789千円、解消可能資金不足額が0円、流動負債等が7,051,223千円、算入地方債が0円であり、差引き11,293,566千円となっており、令和元年度と同様、資金不足比率は該当せず、引き続き良好な状態が維持されているものと認められた。

(単位：%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和元年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | — | — | 20.0 |

(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和2年度病院事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年8月20日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

財務については、流動資産等が7,370,912千円、解消可能資金不足額が0円、流動負債等が2,826,630千円、算入地方債が0円であり、差引き4,544,282千円となっており、令和元年度と同様、資金不足比率は該当せず、引き続き良好な状態が維持されているものと認められた。

(単位：%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和元年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | — | — | 20.0 |

(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和2年度下水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年8月20日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

財務については、流動資産等が8,600,340千円、解消可能資金不足額が0円、流動負債等が3,384,378千円、算入地方債が0円であり、差引き5,215,962千円となっており、令和元年度と同様、資金不足比率は該当せず、引き続き良好な状態が維持されているものと認められた。

(単位：%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和元年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | — | — | 20.0 |

(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和2年度食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年8月20日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

財務については、歳入額が363,854千円、歳出額が273,478千円、翌年度に繰り越すべき財源が0円、解消可能資金不足額が0円となっており、令和元年度と同様、資金不足比率は該当せず、引き続き良好な状態が維持されているものと認められた。

(単位：%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和元年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | — | — | 20.0 |

(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和2年度東浦和第二土地区画整理事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年8月20日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

財務については、歳入額が686,529千円、歳出額が656,823千円、翌年度に繰り越すべき財源が29,706円、土地収入見込額が0円、地方債残高が740,202千円、算入地方債が0円、解消可能資金不足額が0円となっており、令和元年度と同様、資金不足比率は該当せず、引き続き良好な状態が維持されているものと認められた。

(単位：%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和元年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | — | — | 20.0 |

(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和2年度浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年8月20日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

財務については、歳入額が686,145千円、歳出額が609,254千円、翌年度に繰り越すべき財源が76,891千円、土地収入見込額が0円、地方債残高が322,524千円、算入地方債が0円、解消可能資金不足額が0円となっており、令和元年度と同様、資金不足比率は該当せず、引き続き良好な状態が維持されているものと認められた。

(単位：%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和元年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | — | — | 20.0 |

(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和2年度指扇土地区画整理事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年8月20日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

財務については、歳入額が342,431千円、歳出額が254,602千円、翌年度に繰り越すべき財源が87,829千円、土地収入見込額が0円、地方債残高が0円、算入地方債が0円、解消可能資金不足額が0円となっており、令和元年度と同様、資金不足比率は該当せず、引き続き良好な状態が維持されているものと認められた。

(単位：%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和元年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | — | — | 20.0 |

(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和2年度江川土地区画整理事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年8月20日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

財務については、歳入額が163,845千円、歳出額が80,317千円、翌年度に繰り越すべき財源が83,528千円、土地収入見込額が0円、地方債残高が0円、算入地方債が0円、解消可能資金不足額が0円となっており、令和元年度と同様、資金不足比率は該当せず、引き続き良好な状態が維持されているものと認められた。

(単位：%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和元年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | — | — | 20.0 |

(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和2年度大門下野田特定土地区画整理事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年8月20日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

財務については、歳入額が93,569千円、歳出額が93,569千円、翌年度に繰り越すべき財源が0円、土地収入見込額が0円、地方債残高が200,832千円、算入地方債が0円、解消可能資金不足額が0円となっており、令和元年度と同様、資金不足比率は該当せず、引き続き良好な状態が維持されているものと認められた。

(単位：%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和元年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | — | — | 20.0 |

(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。